2014オーストラリア・ビクトリア州 国際ゲートボール大会





写真はイメージです。

■主 催:ビクトリア・クロッケー協会

■期 日:2014年(平成26年)5月21日(水)~27日(月)7日間

■開催 地:オーストラリア・メルボルン

■旅行代金:大人1名様 284, 00円[2名1室利用](全食事・観光つき)

(燃油サーチャージを含みます<燃油サーチャージが増減または廃止された場合でも旅行代金の増減はありません>)

(成田空港施設使用料2,610円、オーストラリア空港税約12,500円が別途必要です)

※大会参加料1チーム 約6,000円(60AUS\$)は別途料金(現地にてお支払いとなります)

■申込締切日:平成26年4月30日(水)[定員になりしだい締切りいたします]

■募集人員:20名 ■最少催行人員:10名

■協 力:公益財団法人日本ゲートボール連合

■旅行企画・実施(お問合わせ) 名鉄観光サービス株式会社 新霞が関支店 担当:安東/岸浪

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル ロビー階 TEL03-3595-1121 FAX03-3595-1119

【スケジュール】

日次	月日	都市名	現地時間	交通機関	摘 要	食事
Days		City	Local Time	Transportaion	Remarks	Meal
1	5/21	成田空港	17:50 19:50	JL771	ご集合 日本航空にでシドニーへ 機中 (泊)	夕:機内
2	5/22 (木)	シドニーメルボルン	6:35 朝 午前	国内線 専用車	到着、入国審査 メルポルンへ ホテルへ(荷物預け) 練習 ※服食はランチボックス ※夕食はホテルレストランにて メルボルン (泊)	朝:機内 昼: 〇 夕: 〇
3	5/23 (金)	メルボルン		専用車	大会参加 ※昼食はランチボックス ※夕食はホテルレストランにて メルボルン (泊)	朝: 〇 昼: 〇 夕: 〇
4	5/24 (±)	メルボルン		専用車	大会参加 ※昼食はランチボックス ※夕食はホテルレストランにて メルボルン (泊)	朝: O 昼: O 夕: O
5	5/25 (日)	メルボルン		専用車	大会参加 ※昼食はランチボックス ※夕食はホテルレストランにて メルボルン (泊)	朝: O 昼: O 夕: O
6	5/26	メルボルン 空港 シドニー	午後夕方	専用車国内線	市内視察(観光) ※昼食は市内レストランにて シドニーへ	朝: O 昼: O 夕: O
7	5/27	シドニー成田空港	8:15 17:05	JL772	※夕食はホテルレストランにて シドニー(空港近隣) (泊) 日本航空にて成田へ 人国審査後、解散 ~おつかれさまでした~	朝: 〇 昼:機内

【ご案内】

■利用航空会社:日本航空(エコノミークラス)

■利用予定ホテル: BATMAN'S HILL ON COLLINS (メルボルン) RYDGES SYDNEY AIRPORT (シドニー)

(または同等クラス)

■食事条件:朝5回 / 昼5回 / 夕5回(機内食除く)

■募集人員:20名 ※定員になりしだい締切いたします。

■最少催行人員:10名

■添乗員:同行いたしませんが、現地係員がご案内いたします。

■その他: 往路のシドニーでの乗継ぎはお客様ご自身で行なってい ただきます

●一人部屋追加代金:60,000円

●燃油サーチャージ: 46,000 円はご旅行代金に含まれております。 ※旅行契約成立後に燃油サーチャージが増額または減額・廃止 されても増額分の徴収ならびに廃止を含む減額分のご返金は ございません。

●帰国時まで有効なパスポートが必要です。

●オーストラリア入国に際しESTA取得が必要です。

(有料にて手配代行を承ります)

●大会参加料:1 チーム約 6.000 円 (60AUS\$)

(現地にてお支払いください)

ご旅行条件(要約) ※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので事前にご確認の上、お申みください。※ご旅行条件は旅行条件書、確定書面、当社旅行業約款、募集型企画旅行契約によります

●募集型企画旅行契約

この旅行は名鉄観光サービス㈱(以下「当社」といいます)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加さ れる。お客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」)といいます)を締結することになります。 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、別途お渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面を(最 終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●申し込み方法と契約

(1)旅行の申込みは所定の申込書にご記入の上、申込金を添えてお申込み下さい。電話、郵便、FAX等に より予約いただいた場合は、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込み 手続きをお願いします。当社が契約を承諾し、申込金を受理したときに契約が成立します。

(2)申込金は「旅行代金」又は「取消料」「違約料」の一部または全部として取り扱います。

(3) 団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結及 び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。

●申込金・申込みの際、お一人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。

旅行代金が50万円以上・・・・・・・100,000円以上旅行代金まで。

旅行代金が30万円以上50万円未満・・・・50,000円以上旅行代金まで。

旅行代金が15万円以上30万円未満・・・・30,000円以上旅行代金まで。

旅行代金が10万円以上15万円未満・・・・20,000円以上旅行代金まで。

旅行代金が10万円未満・・・・ ・・・・・旅行代金の20%以上旅行代金まで。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日からさかのぼって31日前にあたる日より前(お申込みが間際の場合は 当社が指定する日まで)に全額お支払い下さい。

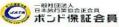
●旅行代金に含まれるもの/旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

※航空運賃及び船舶・鉄道運賃等(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の 異常な変動に対応する為、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに 限ります。以下同様とします)を含みません。)※バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金※宿泊代金 及び税・サービス料金(二人部屋にお二人様宿泊を基準とします)※食事代金及び税・サービス料金※手 荷物運搬料金※団体行動中の心付※添乗員が同行するコースの同行代金※その他パンフレット等で含ま れる旨明示したもの。上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しは 致しません。

お申込み・お問い合わせ







●殺和部法人 長年 ・ボンド保証会員 「成行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う管業所での取引に 関する責任者です。この旅行契約に関し、超当者からの説明にご不明の 点のあれば、ご適應なく上記の旅行業権取扱管理者にお尋ねください。

MFT 企画・実施 名鉄観光サービス株式会社

新霞が関支店

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル ロビー階 TELO3-3595-1122 FAXO3-3595-1119 担当:安東/岸浪 総合旅行業務取扱管理者 岸浪 純

●旅行代金に含まれないもの/上記の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。 ※渡航手続諸経費※日本国内における自宅から発着空港等集合解散場所までの交通費、宿泊費 ※日本国内の空港使用料※クリーニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、 その他追加飲食等個人的性質の諸費用・税・サービス料金※障害・疾病に関する医療費等 ※日本国外の空港税・出国税・国際旅客航路料諸税・料金(ただし空港税等が含まれていることを 明示したコースを除きます。コースによっては、空港税等を出発前に日本にてお支払いいただく場合も あります)※運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、右記の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	ピーク期(4/27~5/6,7/20~8/31,12/20~1/7に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる	旅行代金の10%(最高5万円とします)	無料
日以降~15日目にあたる日まで		
	旅行代金が50万円以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10万円
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる	旅行代金が30万円以上50万円未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5万円
日以降~15日目にあたる日まで	旅行代金が15万円以上30万円未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3万円
	旅行代金が10万円以上15万円未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2万円
	旅行代金が10万円未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる	旅行代金の20%	
日以降~3日目にあたる日まで		
旅行開始日の前々日~当日	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

●特別補償

お客様が募集企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体または手荷物の上に被った 一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞い金を支払います。

●旅程補償

当社は当パンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款(募集型企画旅行の部第29条別表下 欄)に掲げる、重要な変更が生じた場合は同条に定めるところによる変更補償金をお支払いいたします。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は平成25年3月15日を基準としています。旅行代金は平成23年7月1日現在有効なものとし て公示されている航空運賃・適用規則または平成23年7月1日現在国土交通大臣に許可中の航空運賃・ 適用規則を基準として算出しています。

●その他

当社はいかなる場合も旅行の再実施は致しません。

公益財団法人日本ゲートボール連合 賛 助 会 員